

令和3年度 入間東部むさしの作業所事業計画(案)

はじめに

事業所運営に関して、基本方針に基づき事業を推進していきます。新型コロナウイルス感染症の予防に努め、利用者の皆さんが安心して通所できる環境を整えます。

また、今年度利用者の高齢化、重度化に伴い生活介護事業の定員を4名増員し10名定員に、就労継続B型の定員を5名減らして40名定員にします。定員変更することで、より幅広いニーズに対応した支援を充実させていきます。

基本方針

- (1) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、生活の質を高め自立を目指します。
- (2) 利用者のニーズを把握し、障がいに応じた社会・経済活動への参加を促進します。
- (3) 地域に開かれた施設として関係団体や市民、保護者、ボランティア等との協力関係を深めた運営を行います。
- (4) 地域福祉の推進、市民の知的障がい者への理解を促進するために積極的に地域との交流に努め、地域福祉の一翼を担う施設を目指します。
- (5) 職員研修等を充実させ、職員の資質向上に努めます。
- (6) 関係機関との連携を強化し就労移行への支援を行います。

1 支援の充実を図ります

(1) 就労継続支援事業B型

ア 次の2つの作業部を中心として取り組みます。

(ア) 園芸部(花の育成及び管理販売、フラワーショップ「ふれんず」経営等)

(イ) 製造部(受注作業、イベントの開催、施設外就労(株)富澤)等)

イ 就労継続支援事業B型は、労働を支援の中心と位置づけ、生産性の向上、目標工賃額を目指した取り組みを行います。また、社会参加の場として、利用者の障がいや発達の状況等を十分考慮し、個々のニーズに沿った取り組みを展開します。

ウ 利用者の多様なニーズに応えるためフラワーショップ「ふれんず」を継続経営していきます。その果たす役割は地域での障がい者の働く場、売上の向上、地域でのアンテナショップとしての機能を目的とします。

エ 利用者が有する力を最大限発揮できる作業及び作業工具等の工夫や改善に努めます。また、作業の効率化を図るため機械化を進めます。

オ 生産性をあげるため、必要に応じて土曜日、日曜日、祝日などを利用者の作業日に充てて作業の充実を図ります。

カ 一般就労ができる力が育った利用者には就労を目指します。

キ 施設外就労(株)富澤、三芳町)を充実させ、利用者が実際の企業で働く経験を積み働く意欲を高めます。

(2) 就労移行支援事業

就労移行支援事業は2年間という期限の中で、ひとりでも多くの利用者が企業等へ就職し、離職せず安定した職業生活を継続できるように関係機関との連携を強化し、以下の基本方針に基づき取り組みます。

(ア) 職業準備(アセスメント、就労訓練、職場開拓、ジョブマッチング)

- (イ) 集中支援（仕事の支援、ルール・マナー支援、ナチュラルサポート）
- (ウ) 定着支援（フォローアップ、関係機関との調整）
- (エ) 入間東部地域障がい者就労支援連絡会の開催
- (オ) 就労した利用者へのフォローアップの充実

(3) 生活介護

作業を通じて、社会の一員として働く喜びを体感し、充実感と生きがいを持った生活を送れるよう個々のニーズに対応した支援を行います。

(4) 生活支援

- ア 健康診断、歯科検診、体力づくり、感染症予防等の健康管理に努めます。
- イ 利用者が主体的・自主的に取り組んでいる自治会活動の支援を行います。
- ウ 利用者のより豊かな生活を築くため、クラブ活動、余暇活動等の支援を行います。
- エ ケースワーカー、相談支援センター等の支援機関、民生委員等関係者とより緊密に連携を取りながら、利用者がより豊かな生活が築けるよう援助、支援に取り組んでいきます。
- オ 利用者の状況等に応じて訪問支援を実施します。

(5) 通所支援

利用者の障がいの状況や課題・条件に応じ、送迎の体制を編成します。

- ア 公共交通手段等を利用できる利用者については、交通安全指導を含め可能な限り自力通所を奨励します。
- イ 自力通所できない利用者は、指定された集合場所から送迎バス等で通所するための支援を行います。
- ウ 自力通所者等に対する交通安全対策、注意喚起、危険箇所のチェックや回避など安全管理を行います。

2 円滑な運営管理と業務の推進を図ります

- (1) 2市1町の共同設置・共同運営の基本にたつて施設の運営管理を進めます。
- (2) 個別支援計画の6カ月ごと（就労継続支援）、3カ月ごと（就労移行）の見直しと利用者・保護者への説明と同意を得た上で支援を進めます。
- (3) 支援水準の向上を図り、職員集団の統一的な支援を進める上で職員研修、年間の総括、方針づくりを重視して取り組みます。
- (4) 機関紙「むさしのだより」を発行します。また、ホームページ等で情報開示を行います。
- (5) 防災訓練および炊きだし訓練の実施や通所時等の安全対策について支援します。
- (6) 虐待防止責任者を配置し、利用者虐待の防止等に努めるとともに、苦情解決体制について家族等に周知を図り利用者の権利擁護に努めます。

3 保護者及び保護者会との連携を図ります

作業所と保護者との相互理解を深めるため、情報交換等あらゆる機会を通じて、保護者との連携を深めます。それに伴い、家庭訪問、個別面談を実施します。

4 地域との連携を図ります

- (1) 中高校生体験ボランティア、地域の各種ボランティア団体、個人のボランティア等を積極的に受け入れ地域の人々が作業所への理解を深められるよう一層の努力に努めます。
- (2) 作業所の存在をアピールし、障がい者への理解の輪を広げる場として、各種地域行事等に積極的に参加します。
- (3) 地域福祉の充実、地域住民の障がい者への理解促進の啓蒙活動のため関係機関・団体と協力していきます。
- (4) 特別支援学校等の実習生を積極的に受け入れ支援に協力します。
- (5) 介護福祉実習生の受け入れを行い、福祉教育、福祉の啓蒙に努めます。また、福祉系学校からの実習生の受け入れ時に、守秘義務の承諾を得た場合に利用者の個人情報の開示を行います。
- (6) 「むさしの作業所まつり」を恒例的な行事として、地域と連携をとりながら実施していきます。また、積極的に地域との交流を図り、作業所のアピール、地域の障がい者への理解を得る機会とします。
- (7) 富士見特別支援学校と連携をして、就業体験学習を実施します。学校の授業の一環として作業所の作業を一緒に行い評価等を行い進路の一助とします。

5 日中一時支援事業の実施

介護者の負担軽減、冠婚葬祭等の一時的な需要に対応するため日中一時支援事業を実施します。(富士見市、ふじみ野市、三芳町在住者対象)

6 指定特定相談支援事業の実施

サービス等利用計画についての相談及び作成等を行い、障がい者(児)の自立した生活を支援し、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援します。

事業実施計画
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

月別	施設の行事	地域行事・その他
4		富士見市子どもフェスティバル
5	むさしの作業所春まつり	
6	防災訓練	
7	利用者歯科検診 ケースワーカー定期協議	
8		
9		みよしまつり
10		富士見ふるさとまつり
11	むさしの作業所秋まつり	みよし福祉まつり参加
12	防災訓練 年末年始休暇	ふじみ野市ふれあい広場
1	ケースワーカー定期協議	
2	利用者定期健康診断	
3	歯科ブラッシング講習会	

各地域行事・各種イベントについては、開催の有無に応じてその都度参加を予定。